

掛川市条例第14号

掛川市簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例
をここに公布する。

令和元年12月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する
条例

(掛川市情報公開条例の一部改正)

第1条 掛川市情報公開条例(平成17年掛川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 <u>固定資産評価審査委員会、水道事業管理者</u> 、消防長及び議会をいう。 (2)・(3) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 、消防長及び議会をいう。 (2)・(3) (略)

(掛川市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 掛川市個人情報保護条例(平成17年掛川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

<p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
---	--

(掛川市特別会計条例の一部改正)

第3条 掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1) 掛川市簡易水道特別会計</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4) 掛川市公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>(5) 掛川市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p><u>(6) 掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

(掛川市公共下水道条例の一部改正)

第4条 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 公共ます 排水設備と公共下水道との接点に設けられるますで、<u>公共下水道管理者</u>が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 義務者は、公共ますの設置に先立ち、公共ますの位置、設置の時期その他<u>市長</u>が必要と認める事項を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第6条 義務者は、法第10条第1項ただし書に規定する場合を除き、公共下水道の供用が開始された日から1年以内に排水設備（水洗便所のタンク及び便器を除く。）を設置しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。</p> <p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を防ぎ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規則</u>で定めるものによること。</p> <p>(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 公共ます 排水設備と公共下水道との接点に設けられるますで、<u>下水道事業の管理者の権限</u>を行う市長（以下「<u>管理者</u>」という。）が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 義務者は、公共ますの設置に先立ち、公共ますの位置、設置の時期その他<u>管理者</u>が必要と認める事項を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第6条 義務者は、法第10条第1項ただし書に規定する場合を除き、公共下水道の供用が開始された日から1年以内に排水設備（水洗便所のタンク及び便器を除く。）を設置しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。</p> <p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を防ぎ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規程</u>で定めるものによること。</p> <p>(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適</p>

合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備等の新設等に係る工事（設計を含む。）は、市長が該当工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。ただし、市長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

- 2 (略)

(既設排水施設の認定)

第11条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第8条第1項の規定に準じて市長の確認を受けなければならない。

(除害施設の設置)

第13条 (略)

(1)～(11) (略)

- 2 (略)

- 3 前2項の規定は、規則で定める物質又は項目に係る水質の下水で、規則で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第14条 市長は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該下水の水質の改善又は公共下水道への排除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第15条 市長は、工場又は事業場から排除される下水の排水量又は水質を認定するため、必要と

合するものであることについて、規程で定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の規定により管理者の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備等の新設等に係る工事（設計を含む。）は、管理者が該当工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。ただし、管理者が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

- 2 (略)

(既設排水施設の認定)

第11条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第8条第1項の規定に準じて管理者の確認を受けなければならない。

(除害施設の設置)

第13条 (略)

(1)～(11) (略)

- 2 (略)

- 3 前2項の規定は、規程で定める物質又は項目に係る水質の下水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第14条 管理者は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該下水の水質の改善又は公共下水道への排除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第15条 管理者は、工場又は事業場から排除される下水の排水量又は水質を認定するため、必要と

認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している公共下水道の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(使用者等の変更の届出)

第18条 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第12条の7の規定による届出があった場合は、当該届出を本条の規定による届出とみなす。

(使用料の徴収)

第19条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項において同じ。)の規定を準用する。この場合において、同条例第23条中「管理者」とあるのは「市長」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「公共下水道」と、「料金」とあるのは「使用料」と、

と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している公共下水道の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。

2・3 (略)

(使用者等の変更の届出)

第18条 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、法第12条の7の規定による届出があった場合は、当該届出を本条の規定による届出とみなす。

(使用料の徴収)

第19条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は管理者が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項において同じ。)の規定を準用する。この場合において、同条例第23条中「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「公共下水道」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水」

「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第21条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。
ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申告書の記載内容を勘案して市長が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第22条 市長は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第23条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 (略)

3 施行令第16条に規定する軽微な行為若しくは次条に規定する軽微な変更をしようとする者又

量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第21条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。
ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申告書の記載内容を勘案して管理者が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第22条 管理者は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第23条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 (略)

3 施行令第16条に規定する軽微な行為若しくは次条に規定する軽微な変更をしようとする者又

は公共下水道の管渠（排水管又は排水渠をいう。）に近接して掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ、書面により市長に届け出なければならない。

（特別使用許可）

第26条の2 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、区域外流入（法第2条第7号の排水区域の区域外の土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。以下同じ。）の許可をすることができる。

2 （略）

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別使用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) （略）

（占用の許可）

第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に施設又は工作物その他の物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該占有物件について法第24条第1項の許可を受けたときは、当該許可を本条の規定による許可とみなす。

2 （略）

（占用の期間）

第28条 占有物件の占用の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、10年以内とすることができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、前項に規定する期間満了後において引き続き占有を継続しようとするときは、当該期間の満了前30日までに同項の規定に準じて市長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第30条 占有者は、当該占用の期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、当該占有者に対して、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

（代理人等の選任）

は公共下水道の管渠（排水管又は排水渠をいう。）に近接して掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ、書面により管理者に届け出なければならない。

（特別使用許可）

第26条の2 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、区域外流入（法第2条第7号の排水区域の区域外の土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。以下同じ。）の許可をすることができる。

2 （略）

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別使用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) （略）

（占用の許可）

第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に施設又は工作物その他の物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規程で定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、当該占有物件について法第24条第1項の許可を受けたときは、当該許可を本条の規定による許可とみなす。

2 （略）

（占用の期間）

第28条 占有物件の占用の期間は、5年以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、10年以内とすることができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、前項に規定する期間満了後において引き続き占有を継続しようとするときは、当該期間の満了前30日までに同項の規定に準じて管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第30条 占有者は、当該占用の期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、当該占有者に対して、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

（代理人等の選任）

<p>第31条 義務者又は使用者が市内に住所又は事務所等を有しないとき、又は<u>市長</u>が必要と認めるときは、この条例で定める事項のうち、義務者又は使用者が処理すべきこととされているものを処理させるため、市内に住所を有する者のうちから代理人を選任し、書面により<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 排水設備等を共有し、又は共用する者は、義務者及び使用者のうちからこの条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、第1項から前項までの規定により届出のあった代理人又は総代人が適当でないとき認めるときは、当該届出に係る代理人又は総代人を変更させることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第32条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第31条 義務者又は使用者が市内に住所又は事務所等を有しないとき、又は<u>管理者</u>が必要と認めるときは、この条例で定める事項のうち、義務者又は使用者が処理すべきこととされているものを処理させるため、市内に住所を有する者のうちから代理人を選任し、書面により<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 排水設備等を共有し、又は共用する者は、義務者及び使用者のうちからこの条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>管理者</u>は、第1項から前項までの規定により届出のあった代理人又は総代人が適当でないとき認めるときは、当該届出に係る代理人又は総代人を変更させることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第32条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>
---	--

(掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正)

第5条 掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による</p>

行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 市長は、土地の状況に応じ、処理区域（掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第4条に規定する処理区域をいう。以下同じ。）ごとに排水区域を2以上の負担区に区分することができる。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めるときは、当該負担区の名称、区域及び地積を告示するものとする。

(負担金の額)

第4条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する負担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、第2条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(賦課対象区域の決定等)

第7条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、年度の当初に賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 (略)

(負担金の賦課及び徴収)

第8条 市長は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条又は第5条の規定により算出した負担金の額を定め、賦課するものとする。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めるときは、遅滞なく当該負担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

4 (略)

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規則で定めるものについては、負担金を徴収しないものとする。

土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 管理者は、土地の状況に応じ、処理区域（掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第4条に規定する処理区域をいう。以下同じ。）ごとに排水区域を2以上の負担区に区分することができる。

2 管理者は、前項の規定により負担区を定めるときは、当該負担区の名称、区域及び地積を告示するものとする。

(負担金の額)

第4条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する負担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、第2条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(賦課対象区域の決定等)

第7条 管理者は、負担金を賦課しようとするときは、年度の当初に賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 (略)

(負担金の賦課及び徴収)

第8条 管理者は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条又は第5条の規定により算出した負担金の額を定め、賦課するものとする。

2 (略)

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めるときは、遅滞なく当該負担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

4 (略)

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規程で定めるものについては、負担金を徴収しないものとする。

<p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、<u>市長</u>が特に負担金を減免する必要があると認める受益者</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 第7条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(排水区域が拡張された場合の取扱い)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、<u>管理者</u>が特に負担金を減免する必要があると認める受益者</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>管理者</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 第7条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>管理者</u>は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(排水区域が拡張された場合の取扱い)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>
--	---

(掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第6条 掛川市農業集落排水処理施設条例(平成17年掛川市条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつて

は「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水区域 排水処理施設により汚水を排除し、処理することができる地域で、第6条の規定により<u>市長</u>が告示した区域をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 公共ます 排水設備と排水処理施設との接点に設けられるますで、<u>市長</u>が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 第7条に規定する排水設備の設置義務者は、公共ますを設置しようとするときは、あらかじめ公共ますの設置、設置の時期その他<u>市長</u>が必要と認める事項を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第7条 排水区域内に汚水の排水施設(浄化槽及びこれに連結した便所を含む。)を有する建築物を所有する者は、当該排水区域について前条第1項の規定により告示された供用開始の日から起算して1年以内に、当該排水施設に替えて排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水区域 排水処理施設により汚水を排除し、処理することができる地域で、第6条の規定により<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が告示した区域をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 公共ます 排水設備と排水処理施設との接点に設けられるますで、<u>管理者</u>が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 第7条に規定する排水設備の設置義務者は、公共ますを設置しようとするときは、あらかじめ公共ますの設置、設置の時期その他<u>管理者</u>が必要と認める事項を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第7条 排水区域内に汚水の排水施設(浄化槽及びこれに連結した便所を含む。)を有する建築物を所有する者は、当該排水区域について前条第1項の規定により告示された供用開始の日から起算して1年以内に、当該排水施設に替えて排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の事情があると認めるときは、この</p>

りでない。

2 (略)

(水洗便所への改造義務)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合その他当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(排水設備の接続方法、内径等)

第9条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を防げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則で定めるものによること。

(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(排水設備等の計画の確認)

第10条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について、規則で定めるところにより市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第11条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が第9

限りでない。

2 (略)

(水洗便所への改造義務)

第8条 (略)

2 管理者は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合その他当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(排水設備の接続方法、内径等)

第9条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を防げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規程で定めるものによること。

(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(排水設備等の計画の確認)

第10条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について、規程で定めるところにより管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により管理者の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第11条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が第

条各号に掲げる事項に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第12条 排水設備等の新設等に係る工事（設計を含む。）は、市長が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。ただし、市長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第14条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第10条第1項の規定に準じて市長の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

第16条 市長は、排水設備等の管理が不適切であるため、排水処理施設の管理に支障が生ずるおそれがあるときは、その使用者に必要な措置を指示することができる。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第17条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号の水質基準対象施設（規則で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場から汚水を排除して排水処理施設を使用する者は、規則で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水を排除してはならない。

(1)～(9) (略)

(除害施設の設置)

第18条 (略)

(1)～(7) (略)

2 前項の規定は、規則で定める物質又は項目に係る水質の汚水で、規則で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第19条 市長は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該汚水の水質の改善又は排水処理施設への排

9条各号に掲げる事項に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第12条 排水設備等の新設等に係る工事（設計を含む。）は、管理者が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。ただし、管理者が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第14条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第10条第1項の規定に準じて管理者の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

第16条 管理者は、排水設備等の管理が不適切であるため、排水処理施設の管理に支障が生ずるおそれがあるときは、その使用者に必要な措置を指示することができる。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第17条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号の水質基準対象施設（規程で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場から汚水を排除して排水処理施設を使用する者は、規程で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水を排除してはならない。

(1)～(9) (略)

(除害施設の設置)

第18条 (略)

(1)～(7) (略)

2 前項の規定は、規程で定める物質又は項目に係る水質の汚水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第19条 管理者は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該汚水の水質の改善又は排水処理施設への

除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第20条 市長は、工場又は事業場から排除される汚水の排水量又は水質を認定するため、必要と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第21条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している排水処理施設の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第22条 市長は、排水処理施設の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時制限することができる。

(使用料の徴収)

第24条 市長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、排水処理施設を使用する場合その他排水処理施設を一時使用する場合において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第25条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項におい

排除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第20条 管理者は、工場又は事業場から排除される汚水の排水量又は水質を認定するため、必要と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第21条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している排水処理施設の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第22条 管理者は、排水処理施設の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時制限することができる。

(使用料の徴収)

第24条 管理者は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、排水処理施設を使用する場合その他排水処理施設を一時使用する場合において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は管理者が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第25条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項におい

て同じ。)の規定を準用する。この場合において、同条例第23条中「管理者」とあるのは「市長」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「排水処理施設」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第26条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申請者の記載内容を勘案して市長が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において排水処理施設に排除した汚水の量及びその算定の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第27条 市長は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第28条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

て同じ。)の規定を準用する。この場合において、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「排水処理施設」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第26条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申請者の記載内容を勘案して管理者が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において排水処理施設に排除した汚水の量及びその算定の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第27条 管理者は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第28条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第29条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。
 (委任)
 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。
 (委任)
 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年掛川市条例第100号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(施行区域等の告示)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、事業を施行し、当該事業に係る分担金を受益者から徴収しようとするときは、あらかじめ当該事業の施行区域、施行期間、賦課対象区域等を定め、これを告示するものとする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 合併前の掛川市の区域(以下「旧掛川市の区域」という。)内における分担金の総額は、年度ごとに<u>市長</u>が必要と認める当該事業の事業費の額に100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前2条の規定により分担金の額を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(分担金の額の変更)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、事業の変更等により分担金の額</p>	<p>(施行区域等の告示)</p> <p>第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)は、事業を施行し、当該事業に係る分担金を受益者から徴収しようとするときは、あらかじめ当該事業の施行区域、施行期間、賦課対象区域等を定め、これを告示するものとする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 合併前の掛川市の区域(以下「旧掛川市の区域」という。)内における分担金の総額は、年度ごとに<u>管理者</u>が必要と認める当該事業の事業費の額に100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前2条の規定により分担金の額を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(分担金の額の変更)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、事業の変更等により分担金の額</p>

が変更になったときは、遅滞なく変更された分担金の額を受益者に通知し、過不足に係る額を追徴し、又は還付するものとする。

(分担金の減免)

第8条 市長は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を免除することができる。

(分担金の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第3条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第4条及び第5条の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

2 (略)

(延滞金)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

額が変更になったときは、遅滞なく変更された分担金の額を受益者に通知し、過不足に係る額を追徴し、又は還付するものとする。

(分担金の減免)

第8条 管理者は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を免除することができる。

(分担金の徴収猶予)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第3条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第4条及び第5条の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

2 (略)

(延滞金)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 管理者は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正)

第8条 掛川市戸別浄化槽条例(平成17年掛川市条例第101号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分

に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸別浄化槽 市が各戸（共同住宅にあっては、各共同住宅）ごとに設置し、及び管理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、<u>規則</u>で定めるものをいう。）で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が50人以下のものをいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(処理区域の告示)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、処理区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。処理区域を変更したときも、同様とする。</p> <p>(設置の申請)</p> <p>第4条 住宅所有者等で戸別浄化槽の設置を希望するもの（以下「申請者」という。）は、<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事計画の作成等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条第2項の規定による審査の結果、戸別浄化槽の設置が可能であると認めるときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。工事計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 申請者は、工事計画に異議があるときは、<u>市長</u>に対し、当該工事計画の変更を求めることができる。</p> <p>3 申請者は、工事計画を承認するときは、<u>市長</u>に承認書を提出しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸別浄化槽 市が各戸（共同住宅にあっては、各共同住宅）ごとに設置し、及び管理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、<u>規程</u>で定めるものをいう。）で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が50人以下のものをいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(処理区域の告示)</p> <p>第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、処理区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。処理区域を変更したときも、同様とする。</p> <p>(設置の申請)</p> <p>第4条 住宅所有者等で戸別浄化槽の設置を希望するもの（以下「申請者」という。）は、<u>管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事計画の作成等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、前条第2項の規定による審査の結果、戸別浄化槽の設置が可能であると認めるときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。工事計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 申請者は、工事計画に異議があるときは、<u>管理者</u>に対し、当該工事計画の変更を求めることができる。</p> <p>3 申請者は、工事計画を承認するときは、<u>管理者</u>に承認書を提出しなければならない。</p>

4 前項の規定により工事計画を承認した申請者（以下「受益者」という。）は、市長に対し、当該工事計画に基づく戸別浄化槽の設置について、必要な協力をしなければならない。

（設置完了の通知）

第7条 市長は、戸別浄化槽の設置を完了したときは、速やかに、その旨を受益者に通知するものとする。

（特別な工事に要する費用）

第8条 戸別浄化槽の設置の際、規則で定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、受益者の負担とする。

（分担金の徴収）

第9条 市長は、戸別浄化槽の設置に係る費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、受益者から別表第1に定める額の分担金を徴収するものとする。

2 市長は、分担金を徴収しようとするときは、当該分担金の額、納期限その他分担金の納付に関し必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第10条 市長は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減免し、又は分担金の徴収を猶予することができる。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第11条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

（延滞金）

第13条 （略）

2～4 （略）

5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

4 前項の規定により工事計画を承認した申請者（以下「受益者」という。）は、管理者に対し、当該工事計画に基づく戸別浄化槽の設置について、必要な協力をしなければならない。

（設置完了の通知）

第7条 管理者は、戸別浄化槽の設置を完了したときは、速やかに、その旨を受益者に通知するものとする。

（特別な工事に要する費用）

第8条 戸別浄化槽の設置の際、規程で定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、受益者の負担とする。

（分担金の徴収）

第9条 管理者は、戸別浄化槽の設置に係る費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、受益者から別表第1に定める額の分担金を徴収するものとする。

2 管理者は、分担金を徴収しようとするときは、当該分担金の額、納期限その他分担金の納付に関し必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第10条 管理者は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減免し、又は分担金の徴収を猶予することができる。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第11条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

（延滞金）

第13条 （略）

2～4 （略）

5 管理者は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(排水設備の設置義務)

第15条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の工事計画において戸別浄化槽の設置に併せて排水設備を設置することを市長が認めたときは、第7条の規定による通知の前に設置することができる。

(排水設備の構造基準)

第16条 受益者は、排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、規則で定める基準に従い、戸別浄化槽の機能を妨げ、又は戸別浄化槽を損傷しないように行わなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第17条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画について、規則で定めるところにより市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備の新設等の検査)

第18条 排水設備の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査をし、当該工事の内容が第16条に規定する基準に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の工事の実施)

第19条 排水設備の新設等に係る工事(設計を含む。)は、市長が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、市長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第21条 現に使用している排水施設を排水設備として使用しようとする者は、第17条第1項の規定に準じて市長の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

(排水設備の設置義務)

第15条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の工事計画において戸別浄化槽の設置に併せて排水設備を設置することを管理者が認めたときは、第7条の規定による通知の前に設置することができる。

(排水設備の構造基準)

第16条 受益者は、排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、規程で定める基準に従い、戸別浄化槽の機能を妨げ、又は戸別浄化槽を損傷しないように行わなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第17条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画について、規程で定めるところにより管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により管理者の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備の新設等の検査)

第18条 排水設備の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査をし、当該工事の内容が第16条に規定する基準に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の工事の実施)

第19条 排水設備の新設等に係る工事(設計を含む。)は、管理者が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、管理者が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第21条 現に使用している排水施設を排水設備として使用しようとする者は、第17条第1項の規定に準じて管理者の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

第23条 市長は、排水設備の管理が不適切であるため、戸別浄化槽の管理に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、使用者に必要な措置を指示することができる。

(使用開始等の届出)

第24条 使用者は、戸別浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している戸別浄化槽の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第25条 市長は、戸別浄化槽の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時制限することができる。

(使用料の徴収)

第28条 市長は、戸別浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(行為の制限)

第32条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承諾を得なければならない。承諾を得た事項を変更するときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(戸別浄化槽の移設等)

第33条 受益者は、自己の責めに帰すべき理由により戸別浄化槽を移転し、又は撤去する必要があるときは、市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

2 (略)

(資料の提出)

第34条 市長は、受益者及び使用者に対し、戸別浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(個人設置浄化槽の寄附)

第37条 個人設置浄化槽（処理区域内に設置された浄化槽で、戸別浄化槽以外のものをいう。以

第23条 管理者は、排水設備の管理が不適切であるため、戸別浄化槽の管理に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、使用者に必要な措置を指示することができる。

(使用開始等の届出)

第24条 使用者は、戸別浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している戸別浄化槽の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第25条 管理者は、戸別浄化槽の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時制限することができる。

(使用料の徴収)

第28条 管理者は、戸別浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(行為の制限)

第32条 次に掲げる行為をしようとする者は、管理者の承諾を得なければならない。承諾を得た事項を変更するときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(戸別浄化槽の移設等)

第33条 受益者は、自己の責めに帰すべき理由により戸別浄化槽を移転し、又は撤去する必要があるときは、管理者に申し出て、その指示に従わなければならない。

2 (略)

(資料の提出)

第34条 管理者は、受益者及び使用者に対し、戸別浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(個人設置浄化槽の寄附)

第37条 個人設置浄化槽（処理区域内に設置された浄化槽で、戸別浄化槽以外のものをいう。以

下同じ。)の設置者は、市長に対し、個人設置浄化槽の寄附の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、受入れの可否を決定し、その結果を当該申出者に通知するものとする。

3 市長が寄附を受け入れた個人設置浄化槽は、戸別浄化槽とみなして、この条例の規定（分担金に関する規定を除く。）を適用する。

(立入検査)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、報告を求め、又は市長が指定する職員若しくは委任した者（以下「職員等」という。）に戸別浄化槽及び排水設備（以下「戸別浄化槽等」という。）の存する土地若しくは建築物に立ち入り、戸別浄化槽等の検査をさせることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 (略)

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第29条関係）

人槽区分	金額
(略)	
11人槽から50人槽まで	<u>市長</u> が別に定める額

下同じ。)の設置者は、管理者に対し、個人設置浄化槽の寄附の申出をすることができる。

2 管理者は、前項の規定による申出があったときは、受入れの可否を決定し、その結果を当該申出者に通知するものとする。

3 管理者が寄附を受け入れた個人設置浄化槽は、戸別浄化槽とみなして、この条例の規定（分担金に関する規定を除く。）を適用する。

(立入検査)

第38条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、報告を求め、又は管理者が指定する職員若しくは委任した者（以下「職員等」という。）に戸別浄化槽及び排水設備（以下「戸別浄化槽等」という。）の存する土地若しくは建築物に立ち入り、戸別浄化槽等の検査をさせることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 (略)

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

別表第2（第29条関係）

人槽区分	金額
(略)	
11人槽から50人槽まで	<u>管理者</u> が別に定める額

(掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正)

第9条 掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前

改正後

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定工事店 <u>市長が工事に</u>関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定工事店 <u>市長(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)</u>が工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店をいう。</p> <p>(3) (略)</p>
---	---

(掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 掛川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年掛川市条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">掛川市水道事業の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: center;"><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、掛川市水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 汚水及び雨水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業並びに浄化槽市町村設置推進事業(以下「下水道事業」という。)を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(地方公営企業法の適用)</u></p> <p><u>第2条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第</u></p>

(経営の基本)

第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 給水区域は、掛川市の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による許可を受けた区域とする。

3 給水人口は、115,000人とする。

4 1日最大給水量は、57,900立方メートルとする。

(管理者)

第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

(事業所)

第5条 水道事業の主たる事業所を掛川市長谷一

403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 水道事業の種類及び規模は、次の各号の定めるところによる。

(1) 給水区域は、掛川市の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による許可を受けた区域とする。

(2) 給水人口は、117,000人とする。

(3) 1日最大給水量は、54,900立方メートルとする。

3 下水道事業の種類及び規模は、次の各号の定めるところによる。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域 掛川市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画（以下、「事業計画」という。）に定める区域

イ 施設 事業計画に定めた管渠、ポンプ場及び処理場

(2) 農業集落排水事業

ア 排水処理施設 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号。以下「排水条例」という。）第4条に定めた施設

イ 排水区域 排水条例第6条に定めた供用開始の告示をした区域

(3) 浄化槽市町村設置推進事業

ア 処理区域 掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）第3条に定めた区域

(管理者)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

(事業所)

第5条 上下水道事業の主たる事業所を掛川市長

丁目1番地の2に置く。

(組織)

第6条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(業務状況説明書類の提出)

第10条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

谷一丁目1番地の2に置く。

(組織)

第6条 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(業務状況説明書類の提出)

第10条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要であると認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要であると認める事項</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(掛川市水道事業給水条例の一部改正)

第11条 掛川市水道事業給水条例（平成17年掛川市条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>管理者</u> <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により水道事業に置かれる管理者をいう。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、<u>水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(掛川市簡易水道条例の一部改正)

第12条 掛川市簡易水道条例（平成17年掛川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(名称及び給水区域)</u></p> <p>第2条 簡易水道事業の用に供する水道 (以下「簡易水道」という。)の名称及び給水区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>松葉簡易水道 倉真の一部</u></p> <p>(2) <u>泉簡易水道 黒俣</u></p> <p>(3) <u>萩間簡易水道 萩間</u></p> <p>(4) <u>居尻簡易水道 居尻</u></p> <p>(5) <u>大和田簡易水道 大和田の一部、孕石及び丹間の一部</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(法の全部適用)</u></p> <p>第2条 地方公営企業法 (昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p><u>(経営の基本)</u></p> <p>第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 <u>給水区域は、水道法 (昭和32年法律第177号) 第6条第1項による認可を受けた次の区域とする。</u></p> <p>(1) <u>松葉簡易水道 倉真の一部</u></p> <p>(2) <u>泉簡易水道 黒俣</u></p> <p>(3) <u>萩間簡易水道 萩間</u></p> <p>(4) <u>居尻簡易水道 居尻</u></p> <p>(5) <u>大和田簡易水道 大和田の一部、孕石及び丹間の一部</u></p> <p>3 <u>簡易水道事業の経営の規模は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松葉簡易水道</td> <td style="text-align: center;">270人</td> <td style="text-align: center;">40.5m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">泉簡易水道</td> <td style="text-align: center;">225人</td> <td style="text-align: center;">34.0m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">萩間簡易水道</td> <td style="text-align: center;">190人</td> <td style="text-align: center;">46.5m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">居尻簡易水道</td> <td style="text-align: center;">200人</td> <td style="text-align: center;">70.0m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大和田簡易水道</td> <td style="text-align: center;">308人</td> <td style="text-align: center;">177.5m³</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水人口	1日最大給水量	松葉簡易水道	270人	40.5m ³	泉簡易水道	225人	34.0m ³	萩間簡易水道	190人	46.5m ³	居尻簡易水道	200人	70.0m ³	大和田簡易水道	308人	177.5m ³
名称	給水人口	1日最大給水量																	
松葉簡易水道	270人	40.5m ³																	
泉簡易水道	225人	34.0m ³																	
萩間簡易水道	190人	46.5m ³																	
居尻簡易水道	200人	70.0m ³																	
大和田簡易水道	308人	177.5m ³																	

<p>(料金) <u>第3条</u> (略) (準用) <u>第4条</u></p> <p>掛川市水道事業給水条例（平成17年掛川市条例第179号）の規定（第2条、第22条、第27条第1号及び第28条を除く。）は、簡易水道の管理及び使用について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「<u>簡易水道</u>」と、「<u>管理者</u>」とあるのは「<u>市長</u>」と、同条例第34条第1号中「第22条の料金、第27条の手数料又は第28条の加入金」とあるのは「<u>掛川市簡易水道条例第3条</u>の料金又は第27条の手数料」と、同条例第39条第4号及び第40条中「第22条の料金」とあるのは「<u>掛川市簡易水道条例第3条</u>の料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（<u>第3条関係</u>）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">(略)</div>	<p>(料金) <u>第4条</u> (略) (準用) <u>第5条</u> 掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の規定（第1条から第3条までの規定を除く。）は、簡易水道事業について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>上下水道事業</u>」とあるのは「<u>簡易水道事業</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>掛川市水道事業給水条例</u>（平成17年掛川市条例第179号）の規定（第2条、第22条、第27条第1号及び第28条を除く。）は、簡易水道の管理及び使用について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>水道事業</u>」とあるのは「<u>簡易水道事業</u>」と、同条例第34条第1号中「第22条の料金、第27条の手数料又は第28条の加入金」とあるのは「<u>掛川市簡易水道条例第4条</u>の料金又は第27条の手数料」と、同条例第39条第4号及び第40条中「第22条の料金」とあるのは「<u>掛川市簡易水道条例第4条</u>の料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（<u>第4条関係</u>）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">(略)</div>
--	--

(掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正)

第13条 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成24年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

2 市長は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(分担金の額)

第3条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する分担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、前条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、受益者ごとに、第3条又は前条の規定により算出した分担金の額を定め、賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 (略)

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で市長が別に定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、市長が特に分担金を減免する必要があると認める受益者

(分担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

2 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(分担金の額)

第3条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する分担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、前条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 管理者は、受益者ごとに、第3条又は前条の規定により算出した分担金の額を定め、賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 (略)

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で管理者が別に定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、管理者が特に分担金を減免する必要があると認める受益者

(分担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

<p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>管理者</u>は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>
--	---

(掛川市簡易水道事業財政調整基金条例及び掛川市飲料水供給施設条例の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 掛川市簡易水道事業財政調整基金条例（平成17年掛川市条例第68号）
- (2) 掛川市飲料水供給施設条例（平成17年掛川市条例第181号）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。